

監 第 26 号
令和8年8月18日

渋川市長 星 名 建 市 様

渋川市監査委員 高 木 捷 治

渋川市監査委員 反 町 英 孝

令和7年度渋川市内部統制評価報告書に関する審査意見の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により審査に付
された令和7年度渋川市内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意
見を提出いたします。

令和 7 年度渋川市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の基準

渋川市監査基準（令和 2 年渋川市監査委員公告第 2 号）

第 2 審査の種類

内部統制評価報告書審査

第 3 審査の対象

令和 7 年度渋川市内部統制評価報告書

第 4 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施した。

第 5 審査実施内容

令和 7 年度渋川市内部統制評価報告書について、総務部総務課から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為において得られた知見を利用した。

第 6 審査の実施場所及び期間

渋川市監査委員事務局

令和 8 年 7 月 24 日から同年 8 月 7 日まで

第 7 審査の結果

令和 7 年度渋川市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

第 8 その他必要と認める事項

特になし。